

平成 27 年 度

定期監査等結果報告書

(福 祉 課)

豊前市監査委員

第1 監査の概要

1. 監査の対象

福祉課

2. 監査の範囲

平成27年度（平成27年4月～平成27年10月）
財務事務並びにその他の事務の執行状況

3. 監査の期間

平成27年11月24日～平成28年2月1日まで

4. 監査の方法

福祉課から提出された資料及び提示のあった書類等に基づいて関係職員から実情を聴取し、関係諸帳簿の全部又は一部を抽出して、財務及び事業等に関する事務事業の執行が法令等の定めるところに従って適正かつ効率的に執行されているかを主眼として監査を実施した。

第2 監査の結果

福祉課における財務等に関する事務事業は、概ね適正に執行されているものと認められたが、一部の事務処理において改善、検討を要する事項が見受けられたので、これらについては適正な事務処理を行うとともに、今後は十分研鑽され、財務事務等の執行について万全を期されるよう望むものである。

なお、改善、検討を要する事項は次のとおりである。

記

1. 業務委託契約について

福祉課は多種多様な業務の執行にあたり、多くの業務委託契約を締結しているが、その内容の一部不適切と思われるものがあり、以下改善されたい。

(1) 契約保証金免除に関する根拠について

契約書の契約保証金を免除する場合の根拠規定及び根拠書類のないものが見受けられた。契約保証金を免除する場合においては、財務規則 116 条各号いずれかの要件を満たすものであること書面等で確認し、その該当条項を契約書において明確にしておく必要がある。また、契約保証金を免除する場合は、財務規則 118 条に規定されている損害を補償させる措置である違約金条項をおく必要があると思われる。適正な事務処理となるよう必要な措置を講じられたい。

(2) 委託料の見積もりについて

契約を締結するにあたり提出される見積書の内訳で、消費税の積算根拠が不明であるものなど、不適切なものが見受けられた。見積書積算の妥当性については、提出された見積書の内容が仕様書に示した内容と合致しているかどうか確認し、その算出根拠と計数に誤りがないかどうか精査する必要がある。今後は、提出された見積書の精査を行うと共に、見積書の徴取にあたっては、適切な仕様を提示した上で、積算根拠が明確に分かる詳細なものを求められたい。

(3) 実績報告について

契約書等における実績報告書の提出について、「委託事業の成果を記載した実績報告書及び収支決算書を提出しなければならない」と定めているが、提出されている実績報告書については、委託料の収支決算書のみにとどまっているものが見受けられる。福祉課における業務委託については、実績報告として委託料の使途内訳を把握するだけでなく、委託業務が適正に履行されたかどうかを確認する必要もある。このことから、収支決算書だけではなく、委託内容が適正に履行されたかどうかを確認できる実績報告書の提出を求めるべきであると考えるので、提出書類の見直しについて検討されたい。

2. 徴収対策及び滞納整理の推進について

保育料の徴収対策としては、口座振替の推進により、新たな未収金を発生させない取組みを行っているが、現在の口座振替納付率は平成 28 年 1 月現在 82%程度にとどまっている。徴収率の向上のためには、口座振替による納付は有効な手段であ

り、納付義務者の利便性も増し、事務負担軽減にも寄与することから、引き続き納入義務者との面談等の機会を利用し口座振替による納付を推進されたい。

過年度分については、納付誓約の推進などにより既存の未収金の圧縮に向けた取り組みを行っており一定の成果は見受けられる。納付誓約については債権承認を兼ねており、時効中断の有効な手段ではあるが、実効性に乏しい納付計画になることのないよう期間や金額、納付能力の確認について一定の基準を設けるなど十分注意されたい。

また、平成 26 年度末に 1 件の不能欠損処理を行っているが、当該保育料の支払義務者についての協議の内容や詳細が記載されていない。保育料の徴収の根拠は児童福祉法 56 条 2 項に規定されており、徴収される主体は「本人又は扶養義務者」となっている。この「扶養義務者」とは原則的に民法の親権者であり、通常父母と解釈できる。このことから、保育料の支払義務は父母の連帯債務ということになり、不能欠損事由の審査においても、支払義務者双方の審査が必要と思われる。保育料徴収業務の公平性の観点からも今後検討されたい。

保育料徴収業務にあたっては、公平性及び財源確保のため徴収体制の強化に努めると共に滞納整理の推進されることを要望する。